

部門システム用サーバ機器等調達仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人市立大津市民病院（以下、「当院」という。）における部門システム用サーバ機器の更新に係る調達（以下、「本調達」という。）に適用する。

1. 調達物件名

部門システム用サーバ機器等 一式

2. 調達の目的

当院における総合医療情報システム内の各部門システムは、前期更新時から7年が経過しており、近々にハードウェア故障時の交換部品が調達困難となる状況やデータ保存領域が枯渇する状況などに陥ることが想定される。

このような状況のなか、病院業務に支障を与えないよう現状システム機能を維持し、安定的な診療録の記録・保存を継続して実施できる環境を再整備する必要がある。

については、各部門システムを更新するにあたり、システムを稼働させるために必要なサーバ機器等を一括して調達するものである。

3. 調達物件及び数量

部門システム用サーバ機器等一覧表（別紙1）のとおり

4. 調達物件の保守要件

- (1) 迅速な障害復旧対応が可能な保守体制が整っていること。
- (2) 24時間365日体制のコールセンターを保有していること。
- (3) 障害発生時の連絡窓口は1箇所であること。
- (4) サーバ機器は導入後1年間を無償保証期間とし、導入後7年間は修理保障すること。
- (5) サーバ機器に内蔵しない機器は、指定が無い限りスポット保守とする。

5. 機器の納品、設置

(1) 調達物件の納品

- ・ 当院が指定する場所へ納品すること。
- ・ 納品物一覧表を作成し、当院担当者の検収を受けること。
- ・ 調達物件搬入後、不要となった梱包部材は、納入業者が全て回収すること。

(2) 納品期限

令和3年12月31日（金）

(3) 搬入、据付、調整等

- ・ 搬入費及び据付調整費についても本調達に含むこと。
- ・ 機器の据付は、当院のサーバ室に新たに設置する19インチラックに搭載すること。

搭載にあたっては、当院が示す19インチラック搭載図に基づいて実施し、ケーブル類の配線にあたっては、ケーブルを適切に束ねるなどして整然と配線すること。

- ・調達物件の搬入、据付、調整等にあたっては、診療業務等に支障を与えないように当院職員の指示に従うこと。万一既設建物等に破損を与えた場合は、当院職員の指示より、納入業者が責任をもって元の状態に復旧させること。
- ・納入業者は、病院という特殊性を十分認識し、作業の際には防音対策及び安全性、清潔環境維持に努めること。

また、市立大津市民病院感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じ、万一納入業者が感染症等に感染した場合は、当院の指示に従うこと。